

## 議員提案第 2 号

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出する。

令和2年7月10日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

山下 幹雄

花井 守行

### 提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活等への影響に鑑み、市議会の議員の月額報酬を削減し、その削減分を市内経済活動の復興、並びに当該要因により生活に困窮する世帯への支援策の財源として今後の活用を求めるため必要があるからである。

### 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例

令和2年8月1日から令和3年3月31日までの間に係る議会の議員の議員報酬月額、尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定にかかわらず、同条各号に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、条例第6条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、条例第2条各号に定める額とする。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （この条例の失効）

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。